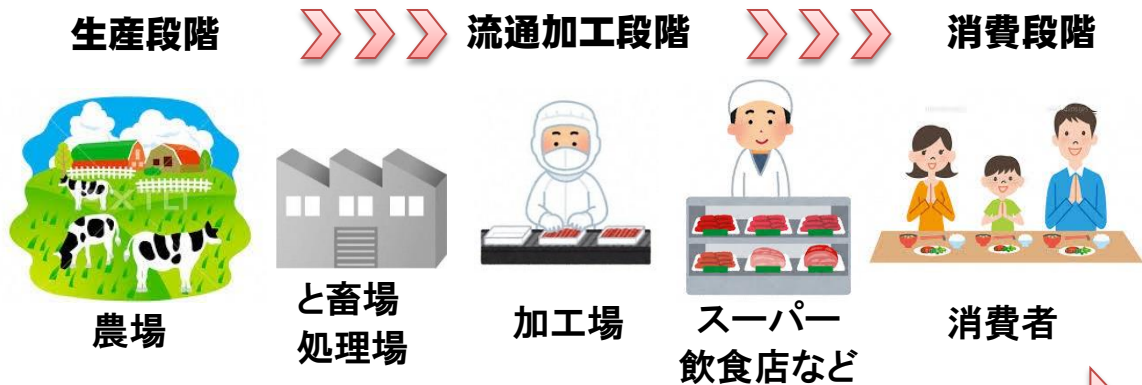


農場 HACCP の取組み

目 的

消費者の「食の安全・安心」への関心が高まるなか、食品の安全性を確保するための有効な衛生管理手法として認められている HACCP 方式を畜産物の生産工程に取り入れて、生産から消費までのそれぞれの工程において、リスクを減らし、消費者に安全な畜産物を供給することが目的です。



農場から消費者まで一貫した衛生管理による安全な畜産物の供給

HACCP 方式とは？

Hazard Analysis Critical Control Point の略称
危害 分析 重要 管理 点

ハサップ、ハセップ等と呼ばれています。

原料の入手から加工、出荷までのすべての作業工程を誰にでもわかるようにマニュアル化し、さらに各工程で、発生するおそれのある微生物、化学物質、異物などの危害要因について、防止するためのポイントを分析し、重点的に管理することで食品の安全性を確保することを目指した取組です。

➡ この方式を農場へと取り入れたのが、農場 HACCP です

取組のメリット

◆ 衛生管理の安定化

マニュアル化することで、衛生管理が確実に安定して実施できます。



◆ 信頼性の向上

安全性の確保が図られ、衛生水準の高い農場としてアピールすることができ、消費者からの信頼が得られます。

◆ 事故、苦情対策

重要管理点の監視と記録の整備により、万が一の事故にも原因の究明と、速やかな対応が可能になります。

◆ 低コスト生産の推進

衛生管理が向上することで、疾病発生による損耗の低減、作業効率の向上による光熱費の削減等、コストの低減につながります。

認証制度

平成21年8月、農林水産省から承認基準が公表され、現在2つの機関において認証審査を行っています。

認証農場のほか、取組推進農場の指定も行っており、取り組みの途中段階でも指定が受けられます。

認証機関

公益社団法人 中央畜産会

TEL 03-6206-0835

HP <https://jlia-farm-haccp.jp/>

エス・エム・シー株式会社

TEL 046-248-7720

HP <http://www.swine-smc.co.jp/index.html/>



システムの定期的な検証と改善を繰り返し、続けていくことで衛生レベルと畜産物の安全性を継続的に向上させていくことができます。

関心のある農家の皆様へ

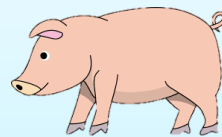
■ 農場 HACCP は、家畜の種類や農場の規模に関係なく取り組むことができます。

■ 「飼養衛生管理基準*」について、普段の作業や飼料給与などの記録をつけることから始めることができます。

■ 現在行っている衛生管理*について、飼養者自ら見直して問題点をみつけることで、より具体的に衛生管理のシステムとして築きあげていくことができます。

*家畜伝染病予防法において、すべての家畜の飼養者に遵守が義務付けられている基本的な衛生管理の基準

☆取組にあたっては、家畜保健衛生所の職員がサポートをします。御関心のある畜産農家の方や質問等につきましては、最寄りの家畜保健衛生所までご連絡をお願いします。



県内の家畜保健衛生所の連絡先

家畜保健衛生所名	所在地	電話番号 (FAX番号)	管轄区域
中央家畜保健衛生所	〒963-6311 石川郡玉川村大字岩法寺字新屋 114-12	0247-57-6131 (0247-57-6144)	郡山市/いわき市 /白河市/須賀川市/田村市/岩瀬郡/西白河郡 東白川郡/石川郡/田村郡
県北家畜保健衛生所	〒960-8132 福島市東浜町 5-18	024-531-1301 (024-531-6810)	福島市/二本松市 /伊達市/本宮市/ 伊達郡/安達郡
会津家畜保健衛生所	〒965-0077 会津若松市高野大字 上高野字村前 90	0242-25-0599 (0242-25-0799)	会津若松市/喜多方市/南会津郡/ 耶麻郡/河沼郡/ 大沼郡
相双家畜保健衛生所	〒975-0033 南相馬市原町区高見町 1 丁目 276-1	0244-24-3451 (0244-24-3614)	南相馬市/相馬市 /双葉郡/相馬郡